

第一百九十七回

参議院憲法審査会議録第一号

平成三十年十二月十日(月曜日)
午後一時四十五分開会委員氏名
会長

幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事	幹事
柳本 順治君	岡田 直樹君	二之湯 武史君	西田 昌司君	西田 実仁君	西田 白	大島 九州男君	仁比 聰平君	浅田 浩	大島 九州男君	仁比 聰平君	西田 実仁君	佐々木さやか君
柳本 順治君	岡田 直樹君	二之湯 武史君	西田 昌司君	西田 実仁君	西田 白	大島 九州男君	仁比 聰平君	浅田 浩	大島 九州男君	仁比 聰平君	西田 実仁君	山本 博司君
柳本 順治君	岡田 直樹君	二之湯 武史君	西田 昌司君	西田 実仁君	西田 白	大島 九州男君	仁比 聰平君	浅田 浩	大島 九州男君	仁比 聰平君	西田 実仁君	小川 敏夫君
柳本 順治君	岡田 直樹君	二之湯 武史君	西田 昌司君	西田 実仁君	西田 白	大島 九州男君	仁比 聰平君	浅田 浩	大島 九州男君	仁比 聰平君	西田 実仁君	風間 大塚

委員の異動
十月二十四日

辞任

補欠選任

磯崎 仁彦君	片山さつき君	北村 経夫君	古賀友一郎君	高野光二郎君	滝波 宏文君	塙田 一郎君	坂田 一郎君	林 芳正君	藤末 健三君	宇都 中西祐介君	宇都 長峯誠君	石井 準一君
磯崎 仁彦君	片山さつき君	北村 経夫君	古賀友一郎君	高野光二郎君	滝波 宏文君	塙田 一郎君	坂田 一郎君	林 芳正君	藤末 健三君	宇都 中西祐介君	宇都 長峯誠君	石井 準一君
磯崎 仁彦君	片山さつき君	北村 経夫君	古賀友一郎君	高野光二郎君	滝波 宏文君	塙田 一郎君	坂田 一郎君	林 芳正君	藤末 健三君	宇都 中西祐介君	宇都 長峯誠君	石井 準一君
磯崎 仁彦君	片山さつき君	北村 経夫君	古賀友一郎君	高野光二郎君	滝波 宏文君	塙田 一郎君	坂田 一郎君	林 芳正君	藤末 健三君	宇都 中西祐介君	宇都 長峯誠君	石井 準一君
磯崎 仁彦君	片山さつき君	北村 経夫君	古賀友一郎君	高野光二郎君	滝波 宏文君	塙田 一郎君	坂田 一郎君	林 芳正君	藤末 健三君	宇都 中西祐介君	宇都 長峯誠君	石井 準一君

委員

憲法審査会事務

岡留 康文君

東 徹君

福島みづほ君

松沢 成文君

山添 拓君

願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第七六号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 埼玉県川越市 小川富士子 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求めることにに関する請願	請願者 横浜市 宮内良輔 外百八名
紹介議員 武田 良介君	紹介議員 井上 哲士君	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第四〇号 平成三十年十月二十四日受理
請願者 和歌山県田辺市 鈴木富美子 外百三十四名	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願
紹介議員 辰巳孝太郎君	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	第五七七号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 北海道小樽市 新田幸子 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求めることにに関する請願	請願者 横浜市 羽根田麻衣子 外九十七名
紹介議員 仁比 聰平君	紹介議員 市田 忠義君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第七八号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 新潟県上越市 小川寿子 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求めることにに関する請願	請願者 横浜市 親跡和加子 外九十七名
紹介議員 仁比 聰平君	紹介議員 岩渕 友君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第八三号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 新潟県上越市 小川寿子 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求めることにに関する請願	請願者 横浜市 小池 晃君
紹介議員 仁比 聰平君	紹介議員 田村 智子君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第八四号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 新潟県上越市 小川寿子 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求める間にに関する請願	請願者 横浜市 市川真奈美 外九十七名
紹介議員 仁比 聰平君	紹介議員 大門実紀史君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第八五号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 新潟県上越市 小川寿子 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求める間にに関する請願	請願者 横浜市 今朝丸明子 外九十七名
紹介議員 仁比 聰平君	紹介議員 山下 芳生君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第一六号 平成三十年十一月一日受理
請願者 名古屋市 蜂須賀徹 外百三十四名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求める間にに関する請願	請願者 東京都大田区 木村正宏 外九百八十二名
紹介議員 山添 拓君	紹介議員 吉良よし子君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第八一号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 横浜市 畠山恭子 外九十七名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求める間にに関する請願	請願者 神奈川県逗子市 小松覺 外九十七名
紹介議員 吉良よし子君	紹介議員 武田 良介君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	第八六号 平成三十年十月二十六日受理
請願者 横浜市 水野あかり 外九十七名	憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義 をいかす政治の実現を求める間にに関する請願	請願者 神奈川県茅ヶ崎市 反町典一 外九十七名
紹介議員 辰巳孝太郎君	紹介議員 武田 良介君	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
願	憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請 願	十一月十六日本審査会に左の案件が付託された。
請願者 横浜市 水野あかり 外九十七名	一、憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民 主主義をいかす政治の実現を求める間にに関する請 願(第一一九号)第一二四号)	一、憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関 する請願(第一一五号)
紹介議員 山添 拓君	紹介議員 武田 良介君	一、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守 する請願
この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

り、いかすことに関する請願(第一三六号)

第一一九号 平成三十年十一月二日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 菊池健 外二千二百九十名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一二四号 平成三十年十一月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 篠田昇 外二千六百二十七名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一二五号 平成三十年十一月六日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 横浜市 曽根進 外三百八十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三六号 平成三十年十一月八日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都小金井市 野村蘭子 外百二十二名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一三七号 平成三十年十一月十四日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 大阪府羽曳野市 富田茂樹 外五百九十九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一三八号 平成三十年十一月十四日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 東京都小平市 古賀牧人 外五百七十九名

紹介議員 大阪府松原市 藤澤安子 外五百

めることはできない。この戦争法が発動されば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本全体が武力紛争の当事者となつて、平和安全とは全く逆の事態を招くことになる。戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家を始め、様々な分野の人々から反対の声が上がり、世論調査でも八割が政府の説明は不十分と答えていた。全国の人々の強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじつた採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものである。

ついで、次の事項について実現を図られた

い。立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

り、いかすことにより、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

すことにより、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

ことにより、立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 市田 忠義君

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

り、いかすことに関する請願(第一三六号)

第一一九号 平成三十年十一月二日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 菊池健 外二千二

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一二四号 平成三十年十一月六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 篠田昇 外二千六

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一二五号 平成三十年十一月六日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 横浜市 曽根進 外三百八十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三六号 平成三十年十一月八日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一三七号 平成三十年十一月十四日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一三八号 平成三十年十一月十四日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 大阪府松原市 藤澤安子 外五百

紹介議員 大阪府松原市 藤澤安子 外五百

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 菊池健 外二千二

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一二四号 平成三十年十一月十四日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願

請願者 東京都大田区 篠田昇 外二千六

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第一二五号 平成三十年十一月六日受理

憲法の改悪に反対し、九条を守ることに関する請願

請願者 横浜市 曽根進 外三百八十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三〇号と同じである。

第一三六号 平成三十年十一月八日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一三七号 平成三十年十一月十四日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一三八号 平成三十年十一月十四日受理

立憲主義の原則を堅持し、憲法九条を守り、いか

紹介議員 大阪府松原市 藤澤安子 外五百

紹介議員 大阪府松原市 藤澤安子 外五百

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君
十六名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四〇四号 平成三十年十一月二十六日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 岐阜県美濃加茂市 溝口ち江子
外千三百七十六名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第四二五号 平成三十年十一月二十七日受理

日本国憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 石川県羽咋市 岡野静子 外三千
七百六十九名

紹介議員 井上 哲士君

安倍晋三首相は、二〇一七年五月三日に二〇一二〇年までに憲法を改正し、自衛隊を明記すると発言した。憲法第九十九条では憲法尊重擁護の義務を定めており、首相の発言は憲法に違反するものであることは明らかである。この間、秘密保護法、戦争法、国税通則法、共謀罪などが強行成立させられてきた。国税通則法に盛り込まれた煽動罪は、かつて国税犯則取締法の罰則として規定され、税制・税務行政への批判を取り締まる弾圧法規として悪用してきたものである。これらの法律は憲法に反しており、法律の専門家や戦争する國づくりに反対し、立憲主義回復、個人の尊厳を守れと声を上げる多くの人々が廃止を求めている。今、中小業者・国民の多くが望んでいるのは、安心して暮らし、営業することができる社会である。日本国憲法の国民民主権、平和主義、個人の尊嚴という基本理念が守りいかされる社会の実現こそ、貧困や格差、戦争をなくし、国際平和へ大きく貢献できる唯一の道である。

ついては、次の事項について実現を図られた
一、日本国憲法の全条項を守り、国民の暮らしに

いかすこと。

第五一四号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都練馬区 日野稔 外二万五千九十八名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五一五号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都世田谷区 山口なつお 外二万五千八十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五一六号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都世田谷区 伊藤幸子 外二万五千八十九名

紹介議員 岩渕 友君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五一七号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 北海道滝川市 黄倉敏枝 外二万五千四百八十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五一八号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都武蔵村山市 中根一江 外二万五千八十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

紹介議員 吉良よし子君
千八十九名

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五一九号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都武蔵村山市 篠原和男 外二万五千八十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五二〇号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都武蔵村山市 内野良子 外二万五千八十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五二一號 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都国分寺市 小島有月 外二万五千八十九名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五二二号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都国立市 川除純子 外二万五千八十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第五二三号 平成三十年十一月二十九日受理

憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることがに関する請願

請願者 東京都羽村市 天池光 外二万五千八十九名

紹介議員 山添 拓君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第六〇四号 平成三十年十二月三日受理

憲法改正の早期実現を求めることがに関する請願

請願者 北九州市 竹本一俊

紹介議員 大家 敏志君

日本国憲法は、昭和二十二年五月三日の施行以来、今日に至るまでの約七十年間、一度の改正も行われていない。しかし、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は、劇的に変化を遂げている。すなわち、我が国を取り巻く東アジア情勢は一刻の猶予も許されない事態に直面しており、また、家族、環境などの諸問題や大規模災害等への対応も求められている。このような状況変化を受け、各種世論調査では憲法改正を支持する国民が過半数を超え、さらに、様々な憲法改正案が各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されるに至っている。

については、次の事項について実現を図られた
一、國權の最高機關たる国会は、國民投票法を改
正し、新しい時代にふさわしい憲法改正案を取
りまとめ、早期に国会で発議し、憲法改正を実
現すること。